

令和2年度 運転者適性診断受診料助成について

1. **対象事業者** 会費未納がない会員事業者とする。
2. **助成対象** 以下の助成対象機関で、令和2年4月1日～令和3年3月末日までに千葉県内営業所に勤務する運転に従事する従業員の初任診断・適齢診断の受診を助成対象とする。

No	講習実施機関	住所	TEL	FAX
1	一般社団法人 千葉県トラック協会 適性診断事業課	千葉市美浜区新港208 (千葉県トラック事業協同組合ビル3階)	043-301-3525	043-301-3526
2	独立行政法人 自動車事故対策機構千葉支所	千葉市美浜区中瀬2-6 (WBGマリブウエスト25階)	043-350-1730	043-350-1731
3	ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社 (東京研修センター)	東京都江東区青梅2-4-32タイム24ビル11F北棟	03-6426-0193	03-6426-0195
4	大佐和自動車教習所	富津市千種新田88	0439-65-2211	0439-65-3615
5	東洋自動車教習所	旭市鎌数5146	0479-64-0100	0479-64-0102
6	五井自動車教習所	市原市五井8840	0436-21-3366	0436-22-7737

3. **受診期間** 令和2年4月1日～令和3年3月末日
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

4. **受診方法及び助成金額**
- (1) 千葉県トラック協会適性診断事業課で受診する場合
 (初任診断、適齢診断)
 千葉県トラック協会適性診断事業課に予約し、受診すること。
 助成金額は1名につき、3,800円とする。
 ※初任診断及び適齢診断の差額1,000円は事業者負担
- (2) 自動車事故対策機構千葉支所を利用する場合
- ①自動車事故対策機構千葉支所で受診する場合
 (初任診断、適齢診断)
 自動車事故対策機構千葉支所に予約し、受診すること。
 助成金額は1名につき、3,800円とする。
 ※初任診断及び適齢診断の差額1,000円は事業者負担
- ②ナスバネットで受診する場合
 ※ナスバネットとはインターネットを介した適性診断システムです
 支部又は協同組合が導入したナスバネットで受診する場合
 (初任診断、適齢診断)
 助成金額は1名につき、3,800円とする。
 ※初任診断及び適齢診断の差額1,000円は事業者負担
- (3) ヤマト・スタッフ・サプライを利用する場合
 (初任診断、適齢診断)
 ヤマト・スタッフ・サプライに予約し、受診すること。
 助成金額は1名につき、3,800円とする。

- ※初任診断及び適齢診断の差額1,000円は事業者負担
- ※出張診断等で生じる実費負担の交通費、会場費等については、助成の対象とはなりませんので、ご留意お願いいたします。
- (4) 各自動車教習所を利用する場合
(初任診断、適齢診断)
各機関に予約し、受診すること。
支払額については、各教習所へお問合せ下さい。
※初任診断及び適齢診断の差額は事業者負担

5. 助成人数 上限なしとする。